一　製造業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの　二十人
二　商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの　五人
三　政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの　当該業種ごとに政令で定める数

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第八条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第九号に次のように加える。

4　公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第十四号の中欄に掲げる者以外の者にあっては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止）

第九条　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日
二　第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十六条及び第三十八条の改正規定に限る。）、第十五条及び第十七条から第二十四条までの規定　平成二十七年三月三十一日

（中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であって次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う経過措置）

第三条　第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（以下「旧助成法」という。）第三条第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金（旧助成法附則第二条第三項若しくは第三条第四項、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号。以下この項において「昭和三十八年改正法」という。）附則第三条第二項又は中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号。以下この項において「平成十一年改正法」という。）附則第五条第一項の規定により国からの貸付金とみなされたものを含む。以下単に「国からの貸付金」という。）及び旧助成法第十一条第一項の規定により県の一般会計から県の特別会計に繰り入れられた資金（旧助成法附則第三条第四項、昭和三十八年改正法附則第三条第二項又は平成十一年改正法附則第五条第一項の規定により当該資金とみなされたものを含む。）を財源とする旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業（第九条の規定の施行前に貸し付けられた資金に係るものに限る。）の実施については、なお従前の例によることとされた旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業の実施により、都道府県から旧助成法第二条第四項の貸与機関（以下「旧貸与機関」という。）に貸し付けられた同条第三項の小規模企業者等設備導入資金を財源とする同条第五項の設備資金貸付事業（第九条の規定の施行前に行われた同項に規定する資金の貸付けに係るものに限る。以下「旧設備資金貸付事業」という。）及び旧助成法第二条第六項の設備貸与事業（第九条の規定の施行前に行われた同項に規定する設備の譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に係るものに限る。以下「旧設備貸与事業」という。）の実施については、なお従前の例による。

3　第九条の規定の施行前に旧助成法第三条第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金の利率については、なお従前の例による。

4　第九条の規定の施行前に都道府県が旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止した場合における国からの貸付金の償還については、なお従前の例による。

5　第九条の規定の施行の際現に旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行っている都道府県は、政令で定めるところにより、当該事業に係る国からの貸付金について、旧助成法第十三条第一項の規定の例により算定した額の全部又は一部を国に償還しなければならない。

6　株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、第九条の規定の施行前に旧助成法第十五条第一項の規定により旧貸与機関に対して行った長期資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

7　前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が同項に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫法第三十一条第二項第一号ハ中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号。以下「小規模企業活性化法」という。）附則第三条第六項に規定する業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）」と、同法第四十一条第二号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに小規模企業活性化法附則第三条第六項に規定する業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）」と、同法第七十三条第三号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び小規模企業活性化法附則第三条第六項に規定する業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）」とする。

8　第六項の規定により沖縄振興開発金融公庫が同項に規定する業務を行う場合には、沖縄振興開発金融公庫法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは、「若しくは附則第五条の業務又は小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）附則第三条第六項の業務（公庫が行った貸付けに係るものに限る。）」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。